

## 新 旧 対 照 表

改正	現行
<p style="text-align: right;">社 援 発 第 0328001 号 平成 20 年 3 月 28 日</p> <p style="text-align: center;">(最終改正) <u>社 援 発 1130 第 41 号</u> <u>令和 5 年 11 月 30 日</u></p> <p style="text-align: center;">各 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">都道府県知事 指定都市長 中核市市長 関係団体の長</span> 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 2 号及び第 3 号又は第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の規定に基づく養成施設の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下「養成施設指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添 1 のとおり「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を、別添 2 のとおり「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を定め、養成施設の指定に際しては、養成施設指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成 21 年 4 月 1 日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「令」という。）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成 20 年 4 月 1 日）より適用することとしましたので通知します。</p> <p>都道府県知事は、令第 11 条第 4 項により、養成施設の指定をしたとき、変更の承認をしたとき、変更の届出を受理したとき、報告を受理したとき、養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく厚生労働大臣に報告すること。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」（昭和 63 年 1 月 14 日付け厚生省社会局長通知）、「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（昭和 63 年 2 月 12 日付け社席第 26 号社会局長通知）及び「社</p>	<p style="text-align: right;">社 援 発 第 0328001 号 平成 20 年 3 月 28 日</p> <p style="text-align: center;">(最終改正) <u>社 援 発 0330 第 76 号</u> <u>令和 5 年 3 月 30 日</u></p> <p style="text-align: center;">各 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; text-align: center;">都道府県知事 指定都市長 中核市市長 関係団体の長</span> 殿</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 7 条第 2 号及び第 3 号又は第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の規定に基づく養成施設の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号。以下「養成施設指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添 1 のとおり「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を、別添 2 のとおり「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」を定め、養成施設の指定に際しては、養成施設指定規則によるほか、これらの指針に基づき行うこととし、平成 21 年 4 月 1 日（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「令」という。）附則第 2 条第 2 項の規定に基づく指定を行う場合にあっては、平成 20 年 4 月 1 日）より適用することとしましたので通知します。</p> <p>都道府県知事は、令第 11 条第 4 項により、養成施設の指定をしたとき、変更の承認をしたとき、変更の届出を受理したとき、報告を受理したとき、養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく厚生労働大臣に報告すること。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」（昭和 63 年 1 月 14 日付け厚生省社会局長通知）、「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」（昭和 63 年 2 月 12 日付け社席第 26 号社会局長通知）及び</p>

会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書について」(昭和63年2月12日付け社庶第27号社会局長・児童家庭局長通知)は平成21年3月31日をもって廃止します。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定に基づく技術的助言である。

別添1

### 社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針

1、2 (同右)

#### 3 設置計画書等に関する事項

(1)、(2) (同右)

(3) 社会福祉士養成施設設置計画書及び社会福祉士養成施設定員等変更計画書の提出は、電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は1部とすること。

(4)、(5) (同右)

#### 4 指定申請書等に関する事項

(1) (同右)

(2) 社会福祉士養成施設指定申請書及び社会福祉士養成施設変更承認申請書の提出は、電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出部数は1部とすること。

(3) (同右)

5～9 (同右)

#### 10 実習に関する事項

(1) ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、生徒が社会福祉士養成施設において学習する日を設定し、指導を行うこと(以下「帰校日指導」という。)も差し支えないこと。

なお、巡回指導及び帰校日指導は対面で行うことを基本とするが、生徒の希望に基づき、先進的な取組を行っている地域や卒業後のUターン就職を見据えた出身地など、生徒が通う学校から遠方の実習施設で実習を行う場合は、巡回指導及び帰校日指導に代えて教員が生徒のいる実習施設とオンラインで接続した実習指導を行うことも可能とする。オンラインで接続した実習指導を行う場合においても、当該生徒の実習が始まる前1年以内に1回以上実習施設の視察を行い、実習指導者との十分な連携の下適切な指導環境を確保すること。また、「ソーシャルワーク実習・実習指導におけるIC

「社会福祉士養成施設等及び介護福祉士養成施設等の実習施設に関する意見書について」(昭和63年2月12日付け社庶第27号社会局長・児童家庭局長通知)は平成21年3月31日をもって廃止します。

また、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定に基づく技術的助言である。

別添1

### 社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針

1、2 (略)

#### 3 設置計画書等に関する事項

(1)、(2) (略)

(3) 社会福祉士養成施設設置計画書及び社会福祉士養成施設定員等変更計画書の提出部数は1部とすること。

(4)、(5) (略)

#### 4 指定申請書等に関する事項

(1) (略)

(2) 社会福祉士養成施設指定申請書及び社会福祉士養成施設変更承認申請書の提出部数は1部とすること。

(3) (略)

5～9 (略)

#### 10 実習に関する事項

(1) 実習先は、巡回指導が可能な範囲で選定するとともに、ソーシャルワーク実習を担当する教員は、少なくとも週1回以上の定期的巡回指導を行うこと。ただし、これにより難しい場合は、実習期間中に少なくとも1回以上の巡回指導を行う場合に限り、実習施設との十分な連携の下、定期的巡回指導に代えて、生徒が社会福祉士養成施設において学習する日を設定し、指導を行うことも差し支えないこと。

<p><u>ICT活用のガイドライン（令和5年11月30日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）」を参照し、実習施設に対する説明（ICT活用の目的・設備や機材など環境整備等）や情報セキュリティの十分な確保など必要な措置を講ずること。</u></p>	
<p>(2)～(9) (同右)</p>	<p>(2)～(9) (略)</p>
<p>11～13 (同右)</p>	<p>11～13 (略)</p>
<p>別表1、2 (同右) (様式1)～(様式4) (同右)</p>	<p>別表1、2 (略) (様式1)～(様式4) (略)</p>
<p>別添2 介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針</p>	<p>別添2 介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針</p>
<p>I 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設</p>	<p>I 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までに規定する養成施設</p>
<p>1、2 (同右)</p>	<p>1、2 (略)</p>
<p>3 設置計画書等に関する事項 (1)、(2) (同右) (3) 介護福祉士養成施設設置計画書及び介護福祉士養成施設定員等変更計画書の提出は、<u>電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出</u>部数は1部とすること。 (4)、(5) (同右)</p>	<p>3 設置計画書等に関する事項 (1)、(2) (略) (3) 介護福祉士養成施設設置計画書及び介護福祉士養成施設定員等変更計画書の提出部数は1部とすること。 (4)、(5) (略)</p>
<p>4 指定申請書等に関する事項 (1) (同右) (2) 介護福祉士養成施設指定申請書及び介護福祉士養成施設変更承認申請書の提出は、<u>電子媒体又は紙媒体によることとし、紙媒体による場合の提出</u>部数は1部とすること。 (3) (同右)</p>	<p>4 指定申請書等に関する事項 (1) (略) (2) 介護福祉士養成施設指定申請書及び介護福祉士養成施設変更承認申請書の提出部数は1部とすること。 (3) (略)</p>
<p>5～13 (同右)</p>	<p>5～13 (略)</p>
<p>II (同右)</p>	<p>II (略)</p>
<p>別表1～別表5 (同右) (様式1)～(様式7) (同右)</p>	<p>別表1～別表5 (略) (様式1)～(様式7) (略)</p>